



花乱舞

里に咲く季節の花は、「日本の四季」を象徴し私たちを楽しませてくれる。群像が、生きる喜びを歌う姿に引きこまれ、ひとときを送った。心地よき、頬を通りぬける一条の風が、微かな音を運ぶ。香りをも運んで、もてなしてくれる豊かな自然に、値千金の「至福の刻」を知る。雑騒の世界から別世界への誘いに心を移せば、日常も癒され、安息な心も手に入れることができるのだ。さあ、花苑にみんなで行こう。幸せのために！(大泉公園にて)

フォト エッセー 藤本 俊一 (APA JPS)

- 「算定基礎届」は7月1日から12日までに提出しましょう
- 「健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届」はすみやかに提出しましょう
- 入院される協会けんぽの加入者の方へ お持ちですか？限度額適用認定証
- 生活習慣病予防健診のご案内
- 被扶養者資格の再確認にご協力をお願いします

職場内で回覧しましょう

「算定基礎届」は 7月1日から12日までに 提出しましょう

算定基礎届について

健康保険・厚生年金保険では、毎年1回、保険料や健康保険の給付金、厚生年金保険の年金額を計算する基礎となる「標準報酬月額」を決め直すために算定基礎届を提出することになっています。

標準報酬月額は、入社等によって被保険者資格を取得したときに、事業主から労働の対償として受ける報酬をもとに決定されます。

ところが、そのときに決められた標準報酬月額を長期間固定しておきますと、定期昇給などによって被保険者が実際に受ける報酬額と標準報酬月額とがかけ離れてしまいます。このため、毎年1回、決められた時期に被保険者全員の標準報酬月額を見直すことになっています。

具体的には、事業主は、4月・5月・6月に被保険者に対して支払った報酬を「健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届」に記載し、7月1日から12日までに管轄の年金事務所に届出ることになります。

この届出により、年金事務所では、各被保険者の新しい標準報酬月額を決定し、事業主に通知します。

これを定時決定といい、その年の9月1日から翌年の8月31日までの1年間における健康保険・厚生年金保険の保険料や保険給付の計算の基礎とすることになっています。

くわしくは管轄の年金事務所にお問い合わせください。

「健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届」は すみやかに提出しましょう

対象となる賞与

健康保険および厚生年金保険では、被保険者が労働の対償として受ける賃金・給与・俸給・手当等については、標準報酬の基礎としていますが、年末手当・ボーナス・賞与など事業所によって名称は異なっていますが、年間を通じて3回以下の回数で支給される賞与は標準報酬の基礎から除き、標準賞与額として保険料を賦課することになっています。

なお、年4回以上支給される賞与は、標準報酬を決定する基礎となる報酬の対象となります。



賞与支払届の提出

被保険者に賞与を支払ったときは、5日以内に「健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届」を年金事務所に提出することになっています。現行の算定基礎届と同様に、あらかじめ被保険者の氏名などを印字した届書用紙と賞与支払届総括表が、登録されている賞与支払予定月の前月に送られてきますので、支払年月日や賞与額などを記入し提出します。

なお、賞与の支払いがない場合でも、賞与支払届総括表の届出は必要となります。

また、被保険者賞与支払届については、磁気媒体（FD・MO）での届出が可能となっており、事業主の皆さまの希望に応じて、被保険者の氏名などを収録した磁気媒体（FD）が配布されます。

配布を希望される場合は、管轄の年金事務所まで申し出てください。

入院される 協会けんぽの加入者の方へ

お持ちですか？

限度額適用認定証

限度額適用認定証を提示すれば…

 **入院での支払額が一定額に軽減されます**

70歳未満の方が入院されたとき、病院窓口でのお支払い金額が「自己負担限度額」までとなります。いったん病院に多額の支払いをする必要がなく、かつ後日、高額療養費の支給申請書を提出していただくことも原則なくなります。

お申し込みは簡単！郵送で可能

「健康保険限度額適用認定申請書」を全国健康保険協会（協会けんぽ）の各都道府県支部へ提出するだけです。（申請書はホームページからダウンロードできます）

限度額適用認定申請書

この被保険者証をお持ちの70歳未満の方が対象です。



限度額適用認定証

※70歳以上の方は高齢受給者証で原則OK

70歳以上の方は限度額適用認定証は必要ありません。すでにお持ちの「高齢受給者証」で入院での支払いは自己負担限度額までとなります。

詳しくは、こちらまでお問い合わせください

 **全国健康保険協会(協会けんぽ)大阪支部**
☎06-6201-7070(業務第2グループ)

ホームページはこちらから

協会けんぽ <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

メタボリック症候群による糖尿病・高血圧・動脈硬化などの予防に 生活習慣病予防健診のご案内

- この健診の対象者は、協会けんぽの加入者「ご本人」の方です。
- この健診は、協会けんぽと契約している医療機関で受診することができます。
(健診実施機関については、協会けんぽホームページをご覧ください)
- 年度中(4月～翌年3月)1回に限り、協会けんぽから一部費用補助があります。
- 受診ご希望の場合は、下記の申込方法にそってお申し込みください。

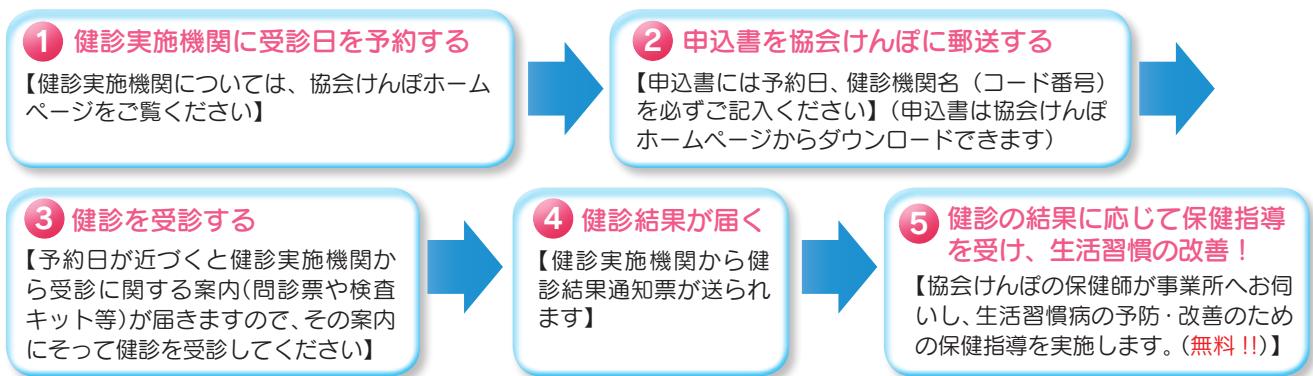
被保険者の方
(加入者「ご本人」)
向け

●健診の種類・対象者・費用(受診者負担額)【平成22年度】

種類	対象者	受診者負担額
一般健診	★35歳以上75歳未満の方 昭和10年4月2日～昭和51年4月1日生まれの方 (昭和10年4月2日～昭和11年4月1日生まれの方は、 75歳の誕生日の前日まで受診できます)	上限 6,843円 (費用総額 約18,000円)
付加健診	★40歳、50歳の方(一般健診とセットでのみ受診可) 昭和45年4月2日～昭和46年4月1日生まれの方 昭和35年4月2日～昭和36年4月1日生まれの方	上限 4,583円 (費用総額 約9,200円)
乳がん検診	★40歳～74歳の偶数年齢の女性 (一般健診とセットでのみ受診可)	40歳～48歳の方 上限 1,610円 (費用総額 約5,400円)
		50歳以上の方 上限 1,036円 (費用総額 約3,500円)
子宮がん検診	★40歳～74歳の偶数年齢の女性 (一般健診とセットでのみ受診可)	上限 630円 (費用総額 約2,100円)
	★20歳～38歳の偶数年齢の女性 (単独で受診可)	
肝炎ウイルス検査	★一般健診を受診する方(過去に受診したことがある方は除く) ※申し込みは健診受診時に医療機関の窓口で	上限 595円 (費用総額 約2,000円)

健診項目が充実し、費用負担が割安な大変お得な制度です。ぜひご利用ください。

●申込方法(お申し込みから受診までの流れ)



●健診実施機関追加のお知らせ

平成22年5月1日より、下記の医療機関が生活習慣病予防健診実施機関に追加されました。

医療機関名	住所
朋愛会 朋愛病院	大阪市東成区大今里1-25-11

詳しくは協会けんぽホームページをご覧ください。



全国健康保険協会大阪支部 保健グループ
(協会けんぽ)

〒541-8549 大阪市中央区平野町2-3-7 アーバンエース北浜ビル11階 ☎06-6201-7077

協会けんぽ

検索

● 検査項目の比較

健診の種類	協会けんぽの加入者		【参考】
	生活習慣病予防健診 【うち一般健診】	特定健康診査	労働安全衛生法による 定期健康診断 (事業者が義務付けられている健診)
対象者	35歳～75歳未満の被保険者 (加入者「ご本人」)	40歳以上の被扶養者 (加入者「ご家族」)	常時雇用される労働者
検査項目			
問診・身体計測	○	○	○
腹 囲	○	○	▲
視 力 ・ 聴 力	○	—	○
血 圧	○	○	○
尿	○	○	○
胸 部 レントゲン	○	—	○
血液(貧血など)	○	△	▲
肝 機 能	○	○	▲
血 中 脂 質	○	○	▲
血 糖	○	○	▲
尿 酸	○	—	—
心 電 図	○	△	▲
胃 部 レントゲン (または内視鏡)	○	—	—
便 潜 血 反 応	○	—	—
眼 底 検 査	△	△	—

▲…35歳および40歳以上の方は必須項目、それ以外の方は医師の判断により省略可。
△…は医師の判断に基づき選択的に実施。

 全国健康保険協会(協会けんぽ)

被扶養者資格の再確認にご協力をお願いします

【事業主の皆さまへ】

平成22年5月下旬より、健康保険の被扶養者の方が現在も被扶養者としての条件を満たしているかを再確認させていただいております。

事業主の皆さまには「健康保険被扶養者状況リスト」等を送付させていただきますので、被扶養者資格を確認していただき、同リストを協会けんぽあてにご提出いただきますようお願いいたします。

* 提出期限は平成22年7月末日までとなります。

この再確認は、保険料負担の軽減につながる大変重要な事務ですので、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

詳しくはお送りするリーフレットをご覧ください。

● お問い合わせ先 ●

被扶養者資格の再確認専用(7月30日まで)
☎06-6201-7105

全国健康保険協会大阪支部
☎06-6201-7070(代表)